

平成 29 年 12 月 1 日

各 位

会社名 株式会社ロックオン
代表者名 代表取締役社長 岩田 進
(コード：3690、東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 赤澤 洋樹
(TEL. 03-3289-5051)

控訴審の判決に関するお知らせ

平成 29 年 5 月 12 日の「訴訟の判決ならびに控訴に関するお知らせ」でお知らせいたしましたように、ビジネスラリアート株式会社（以下「一審原告」といいます）は、保有する商標権侵害に関して当社を被告として提起し、一審判決を受けて当社が控訴しておりました訴訟につきまして、平成 29 年 11 月 30 日、大阪高等裁判所にて、判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日
大阪高等裁判所 平成 29 年 11 月 30 日
2. 判決の要旨
 - (1) 当社控訴に基づく原判決の変更：
一審判決のうち、標章「LOCKON CO., LTD」（文字 K について一部図案化されたもの）についての使用差止・抹消命令は取り消す。
 - (2) 控訴審における一審原告の請求追加部分：
当社ホームページ（業績紹介ページ）において「株式会社」との付記が無い標章「ロックオン」を使用してはならず、抹消せよ。
 - (3) 訴訟費用は、第 1, 2 審を通じてこれを 2 分し、各自負担とする。
3. (ご参考) 一審判決の内容
 - (1) 当社は、「AD EBiS」等のサービスを提供するに当たり、インターネット上のホームページ、パンフレット及び看板等の広告に「株式会社ロックオン」に「L」字型ロゴ又は「Impact On The World」を組み合わせたもの、「LOCKON」等（以下「複合商標等」）の標章を使用してはならない。

- (2) 当社は、インターネット上のホームページ、パンフレット及び看板等から複合商標等に関する標章を抹消せよ。
- (3) 訴訟費用は 3 分の 1 をビジネスラリアート株式会社、3 分の 2 を当社の負担とする。

4. 訴訟の経緯

一審原告は、平成 28 年 6 月 27 日、当社が商品又はサービスを提供するに当たり、インターネット上のホームページ、パンフレット及び看板等に、当社商号である「株式会社ロックオン」や「LOCKON」等を含む標章（ロゴ）を表示することが、一審原告が保有する商標権の侵害にあたるとして、大阪地方裁判所（以下「大阪地裁」といいます）にその差し止めを求めて訴訟を提起しました。

平成 29 年 5 月 11 日、大阪地裁は、当社商号である「株式会社ロックオン」の使用差し止め等は棄却する一方、複合商標等の差し止め等に関する請求を認める判決を言い渡しました。当社はこれを不服として、平成 29 年 5 月 22 日、大阪高等裁判所に控訴を提起いたしました。

5. 今後について

当社は、判決内容を精査のうえ、適切に対処してまいります。

なお、当該訴訟に関する損害賠償につきましては、今回の訴訟外であり、現段階で当社業績への影響の予測は困難であります。本判決に伴う開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上